

平成28年度

# 山梨県喫煙対策実施状況調査結果

(職場における喫煙対策実施状況調査)

山 梨 県



平成28年度喫煙対策実施状況調査結果  
 (職場における喫煙対策実施状況調査)

山 梨 県

1 調査の概要

(1)目的

喫煙は喫煙者本人だけでなく周囲の非喫煙者の健康にも影響を及ぼすことから、重要な健康問題の一つである。県内の施設や事業所等における喫煙対策の状況を把握し、本県のたばこ対策推進を図るための基礎資料を得るために実施する。

(2)実施主体

山梨県

(3)調査方法

郵送調査法とし、調査票の回答方法は自記式による。

(4)調査期間

平成28年11月18日～平成29年12月22日

(5)調査基準日

平成28年12月1日を基準日として調査を実施

(6)調査対象数

国、県及び市町村機関、学校、民営事業所、病院 計1,121か所

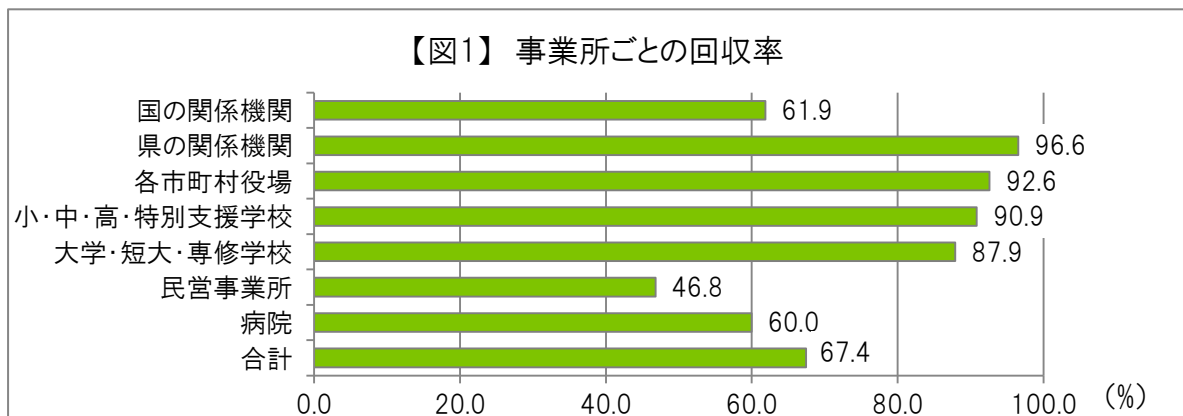
(7)回答数、回答率

回答数 756施設 / 回収率 67.4%(前回 63.7%)

【表1】調査対象事業所と回答数及び回収率

調査対象	対象	回収数	回収率(%)
国の関係機関	97	60	61.9
県の関係機関	87	84	96.6
各市町村役場	27	25	92.6
小・中・高・特別支援学校	317	288	90.9
大学・短大・専修学校	33	29	87.9
民営事業所	500	234	46.8
病院	60	36	60.0

【図1】事業所ごとの回収率



当調査は平成 2 年より隔年にて実施している。当初は市町村、県、学校を対象としていたが、【表 2】のとおり適宜見直しをおこなっている。

平成 28 年度は、全 756 施設(67.4%)から回答があり、構成人数は男性 40,577 人、女性 28,129 人で、合計 68,706 人だった。

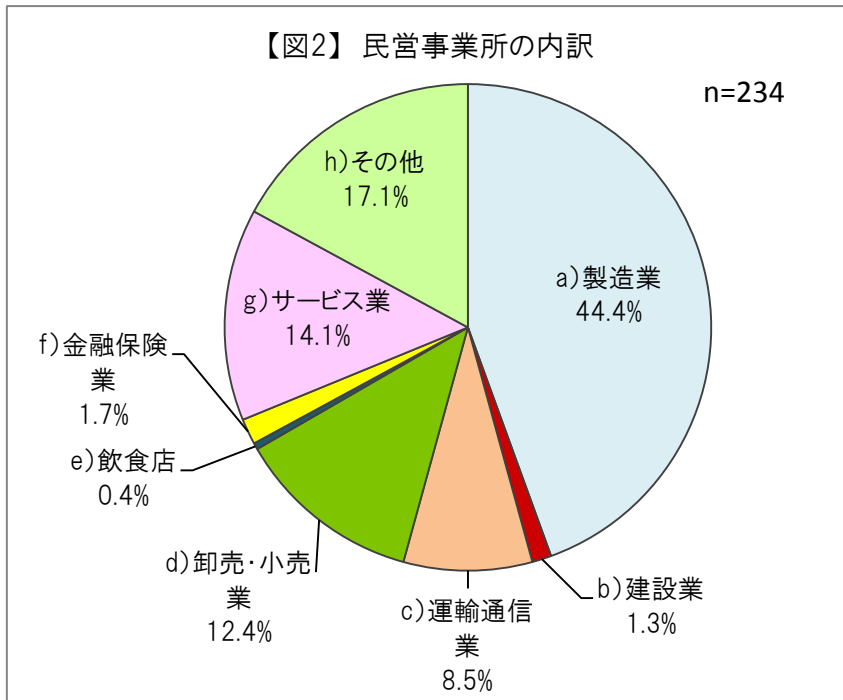
【表 2】 各調査年度の回収率と調査対象機関

年度	回収率 (%)	対象機関
H2	96.3	市町村、県、学校
H4	63.4	市町村、県、国の出先機関、学校、従業員 100 人以上の事業所
H6	64.3	(前回調査と同様)
H8	65.1	(前回調査と同様)
H10	68.9	市町村、県、国の出先機関、学校、従業員 100 人以上の事業所、病院
H12	80.4	(前回調査と同様)
H14	73.8	(前回調査と同様)
H16	71.4	(前回調査と同様)
H18	70.9	(前回調査と同様)
H20	66.2	市町村、県、国の出先機関、学校、従業員 50 人以上の事業所、病院
H22	72.0	(前回調査と同様)
H24	64.3	(前回調査と同様)
H26	63.7	(前回調査と同様)
H28	67.4	(前回調査と同様)

【表 3】 調査の回答施設数及び構成人数と喫煙者数

所属	回答数	構成人員									喫煙者数							喫煙者数 (除く不明)
		計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上		
国	60	男	1,625	22	405	329	455	339	73	2	0	93	94	138	82	6	0	413
		女	409	0	85	87	140	84	13	0	0	1	5	3	3	0	0	12
県	84	男	2,890	2	353	508	796	966	257	8	0	64	95	171	199	62	0	591
		女	1,266	0	222	316	410	243	74	1	0	4	6	8	2	2	0	22
市町村	25	男	4,129	2	640	832	1,139	1,149	354	13	0	97	185	276	274	65	2	899
		女	3,072	4	559	578	922	817	183	9	0	8	13	24	15	2	0	62
小・中・高校・支援学校	288	男	3,948	2	572	697	824	1,551	286	16	0	107	158	175	306	56	5	807
		女	4,656	4	656	835	1,354	1,580	222	5	0	4	6	8	2	2	0	22
大学・短大・専門学校	29	男	1,787	7	111	324	466	519	331	29	0	13	42	60	58	15	0	188
		女	1,238	0	133	318	377	314	95	1	0	6	5	4	2	0	0	17
民営事業所	234	男	23,340	275	3,472	4,908	6,434	5,755	2,222	274	0	1,039	1,654	2,101	1,762	650	78	7,284
		女	11,031	129	1,652	1,990	3,029	2,750	1,361	120	0	147	260	388	342	122	5	1,264
病院	36	男	2,858	4	602	837	626	536	219	34	0	99	165	128	84	43	5	524
		女	6,457	11	1,477	1,701	1,524	1,206	499	39	1	82	138	167	158	39	2	587
総計	756	男	40,577	314	6,155	8,435	10,740	10,815	3,742	376	0	1,512	2,393	3,049	2,765	897	90	10,706
		女	28,129	148	4,784	5,825	7,756	6,994	2,447	175	1	252	433	602	524	167	7	1,986

【図2】 民営事業所の内訳



## 2 調査結果

### (1) 喫煙率について

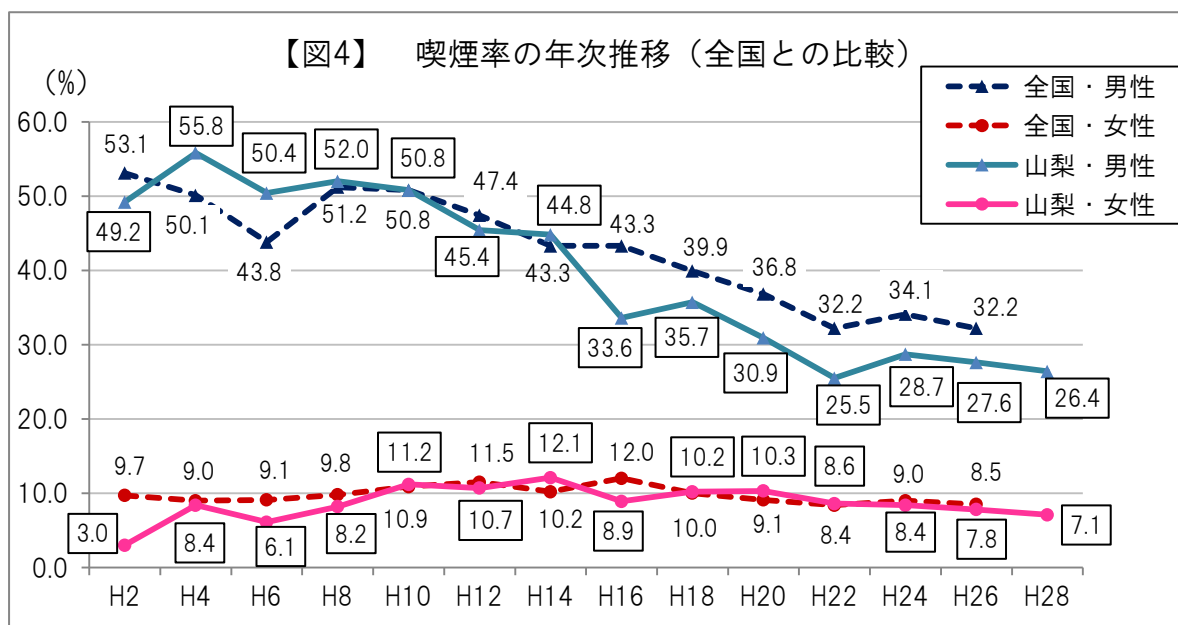
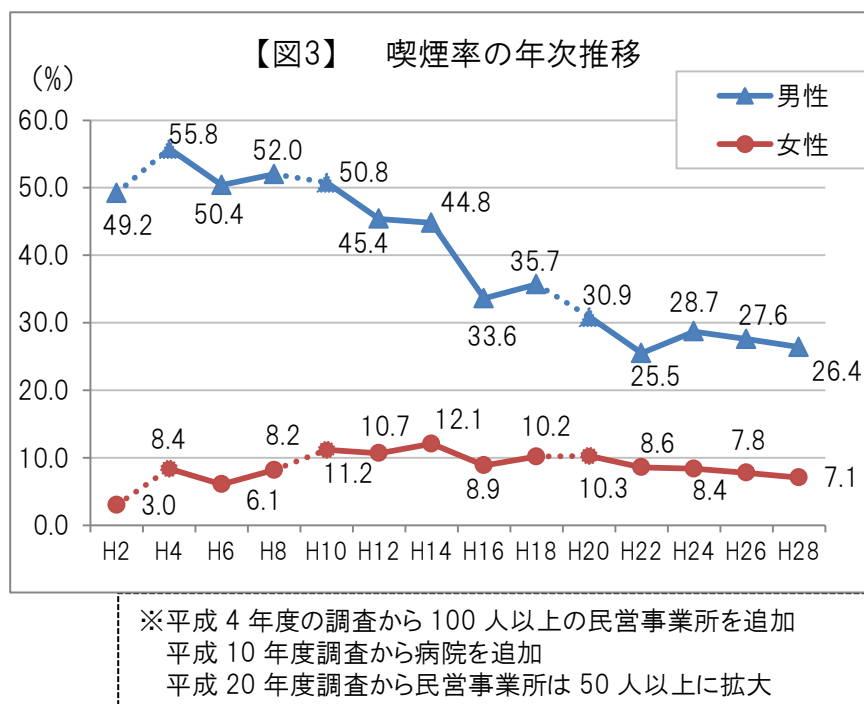
#### ① 喫煙率の状況

回答が得られた 756 施設の構成員のうち、喫煙者の数は、男性 10,706 人 (40,577 人中)、女性 1,986 人 (28,129 人中)、合計 12,692 人 (68,706 人中) だった。【表 3】

喫煙率は、男性 26.4%、女性 7.1%であった。【表 4】 年次推移を見ると、男性の喫煙率は減少傾向にあり、調査開始当初から半減している。女性は平成 20 年度以降喫煙率が減少しているが、ほぼ横ばい状態である。また、全国平均と比較すると、概ね同様の傾向を示している。

【表 4】 喫煙率の年次推移

年度	男性	女性
H2	49.2	3.0
H4	55.8	8.4
H6	50.4	6.1
H8	52.0	8.2
H10	50.8	11.2
H12	45.4	10.7
H14	44.8	12.1
H16	33.6	8.9
H18	35.7	10.2
H20	30.9	10.3
H22	25.5	8.6
H24	28.7	8.4
H26	27.6	7.8
H28	26.4	7.1

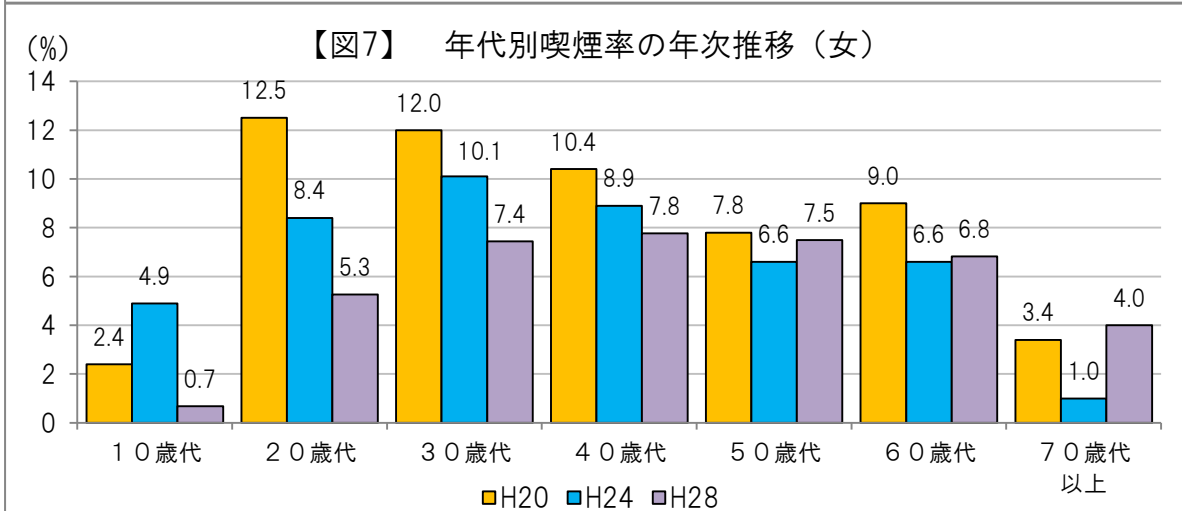
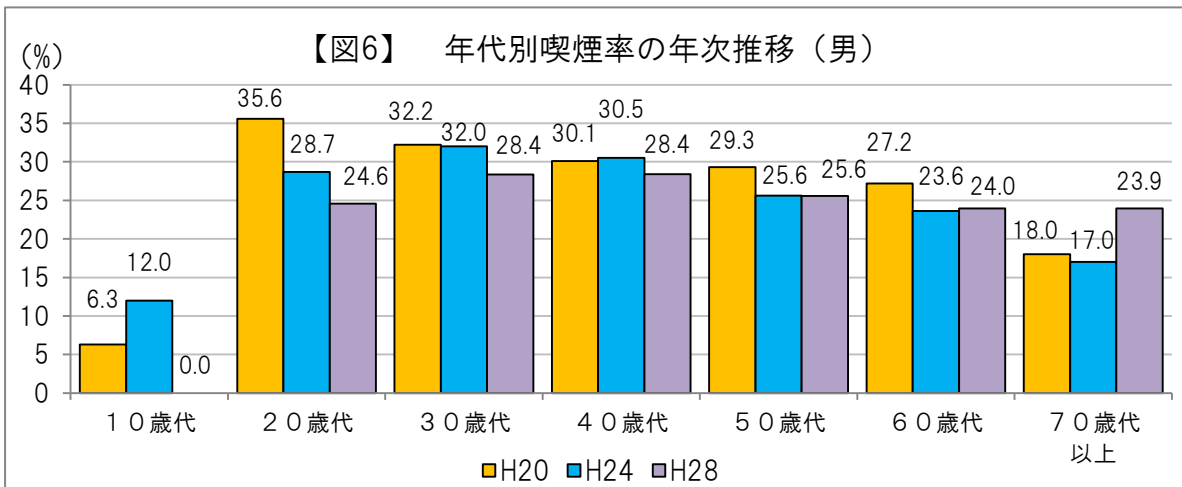
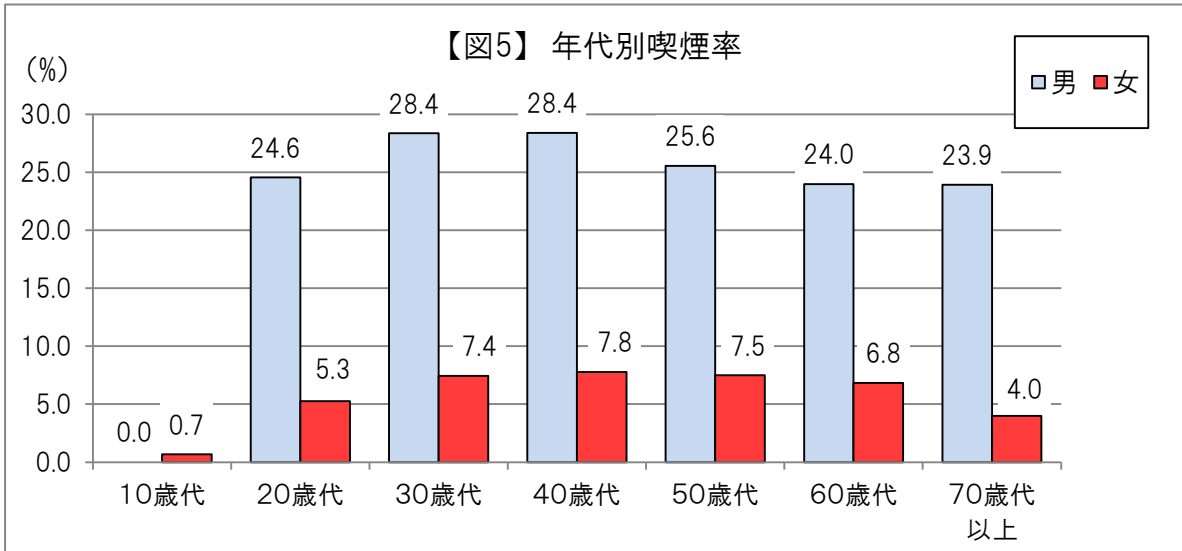


※ 全国値は「国民健康・栄養調査」より

②年代別の喫煙率

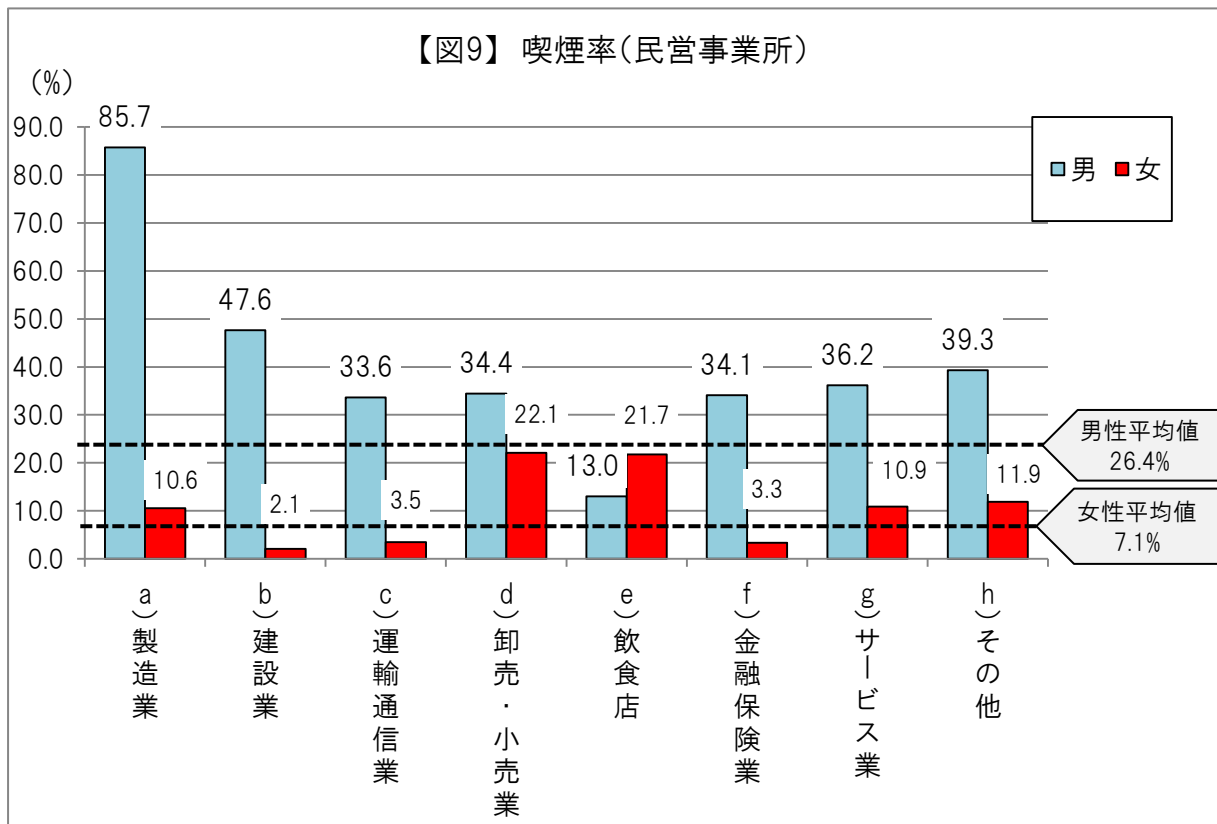
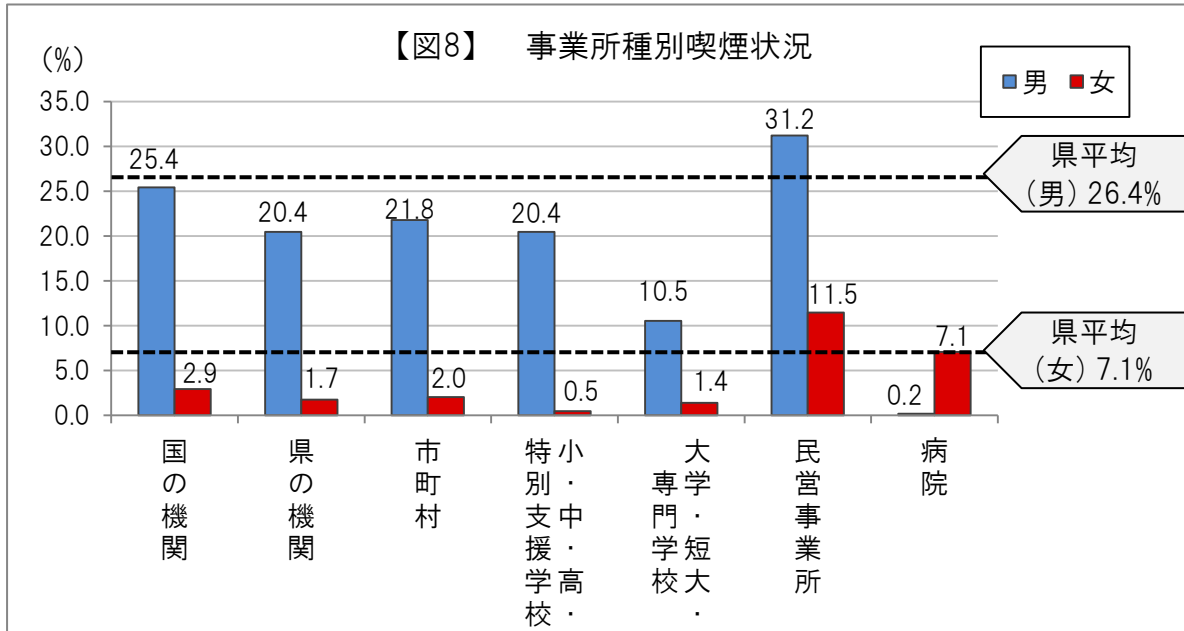
年代別の喫煙率を見ると、男女ともに30～40歳代まで喫煙率が増加し、以降は減少している。これは前回調査でも同様であった。【図5】

年次推移を見ると、男女ともに10歳代の喫煙率は減少しているが、50歳代以降の喫煙率は大きな変動はなく、70歳代以上の喫煙率は増加している。【図6、7】



### ③事業所の種類別喫煙率

事業所の種類別に見ると、民営事業所が男女ともに最も高く、県全体の平均喫煙率を超えている。また、各事業所、県平均ともに男性の喫煙率が女性を上回っているが、病院のみ女性の喫煙率の方が高くなっている。





(2) 職場環境対策について

当調査では、職場環境対策については、「職場(建物、敷地)の設備や喫煙スペース等の、職場の環境面に対する喫煙対策」と定義している。

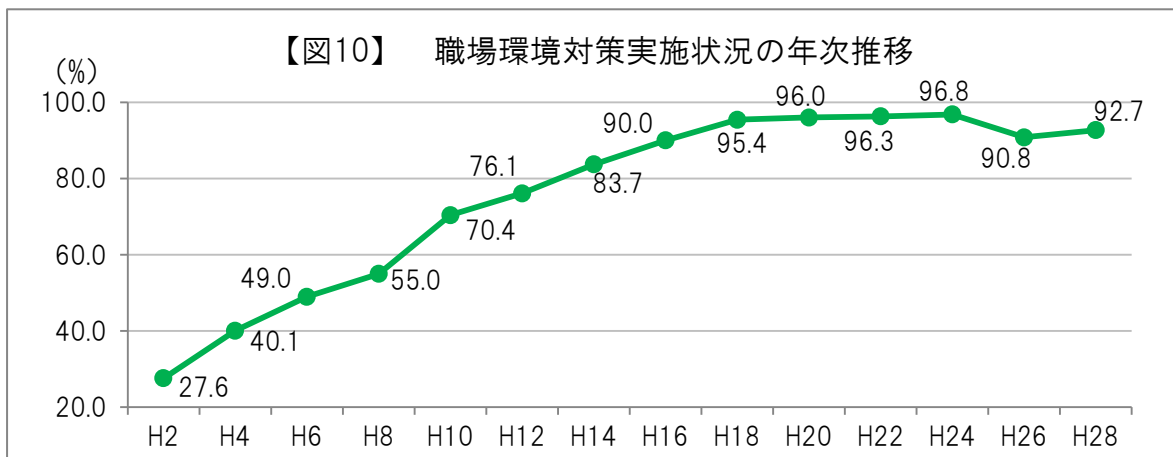
① 職場環境対策の実施状況

職場喫煙対策は、調査開始当初から実施施設が増加傾向にあった。平成18年度以降は、前回調査で6%実施率が減少しているが、概ね横ばい状態である。

【表 5、図 10】

【表 5】 職場環境対策の実施状況

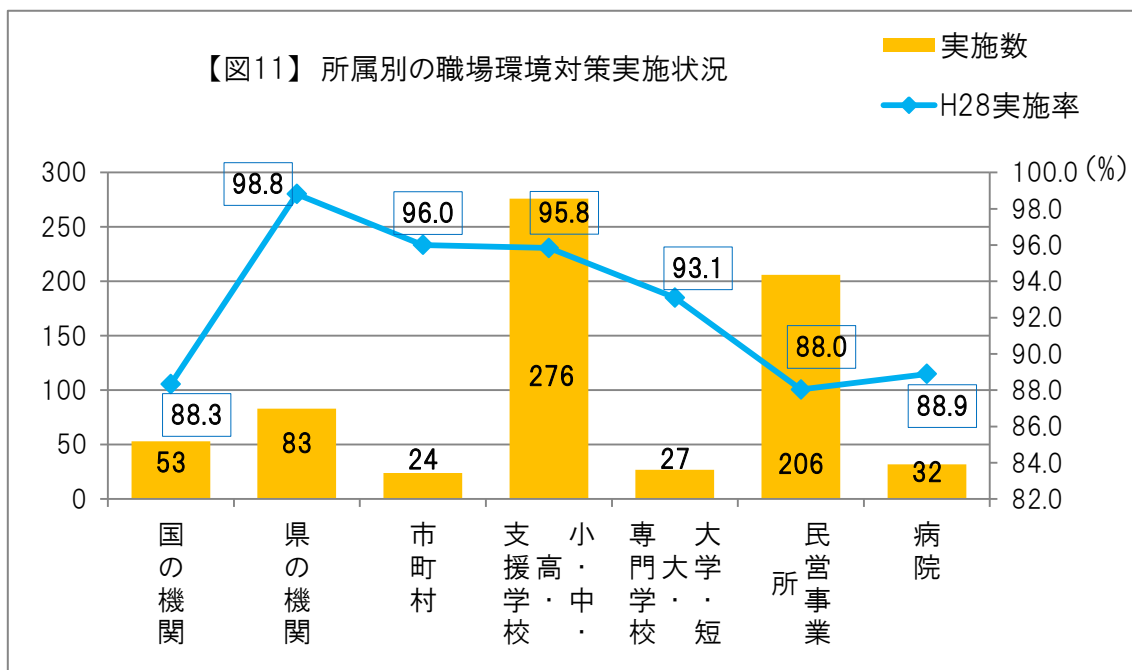
	回答数	回答率(%)
実施している	701	92.7
実施していない	55	7.3



「民営事業所」「病院」では実施率が90%に満たない状況であった。【図 11】

【表 6】 事業所種類別の職場環境対策実施状況

所属名	回答数	実施数	実施率(%)	未実施	未実施率(%)	未回答
国の機関	60	53	88.3	7	11.7	0
県の機関	84	83	98.8	1	1.2	0
市町村	25	24	96.0	1	4.0	0
小・中・高・支援学校	288	276	95.8	12	4.2	0
大学・短大・専門学校	29	27	93.1	2	6.9	0
民営事業所	234	206	88.0	28	12.0	0
病院	36	32	88.9	3	8.3	1
合計	756	701	92.7	54	7.1	1



## ②職場環境対策の実施内容

職場喫煙対策内容では「敷地内禁煙」がもっとも多く、取り組んでいる事業所の約半数を占めていた。これは前回調査とほぼ同様の結果を示している。また、「屋内禁煙(特定の場所のみ禁煙)」「完全分煙」「不完全分煙」が増加している。

「不完全分煙」は前回調査時の約 2 倍に増えているが、煙が漏れ出るため受動喫煙防止対策として十分な効果が得られるとは言えない。また、「その他」には「敷地内指定場所のみで喫煙可能」「自動車内での喫煙」との回答があった。効果的な受動喫煙防止対策がとられるように情報を広く普及していくことが必要である。

【表 7】 職場環境対策の内容

	実施数	実施率 (%)	(参考) H26 年度 実施率(%)
敷地内禁煙	318	45.4	45.5
屋内禁煙(建物すべて禁煙)	274	39.1	31.1
屋内禁煙(特定の場所のみ禁煙)	12	1.7	2.4
完全禁煙	61	8.7	10.9
不完全分煙	24	3.4	7.4
その他	9	1.3	2.4
未回答	3	0.4	0.3
合計	701	100.0	100.0

### ※職場喫煙対策

敷地内禁煙・・・敷地内をすべて禁煙にしている

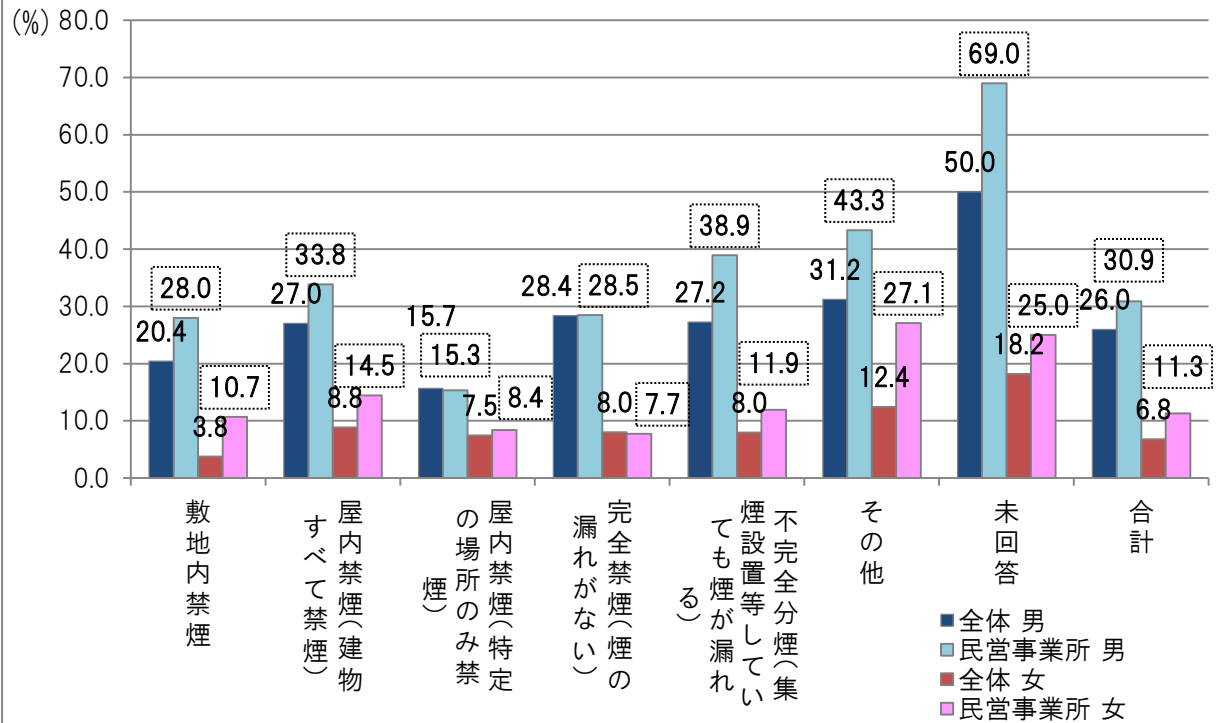
屋内禁煙(建物すべて禁煙)・・・建物内をすべて禁煙にしている

屋内禁煙(特定の場所のみ禁煙)・・・テナント等建物の一部を管理していて、その場所のみ禁煙にしている

完全禁煙・・・分煙室等を設けてたばこの煙や臭いを屋外に排出し、屋内には漏れないような設備になっている

不完全分煙・・・喫煙場所を設置してあり集煙装置等はあるが、煙は漏れる

【図12】 職場環境対策の実施内容と喫煙率の相関(全体・民営事業所)



【表 8】 職場環境対策実施経過年数

	1年以内	1～4年	5～9年	10年以上	不明	無回答	合計
回答数	16	92	243	281	64	5	701
率(%)	2.3	13.1	34.7	40.1	9.1	0.7	100.0

③「禁煙・分煙推進事業」の認定状況

「禁煙・分煙推進事業」は、平成 15 年に健康増進法が施行されたことに伴い、平成 16 年 2 月から県が独自に開始した事業である。当事業では、県が定めた基準を満たす施設を「禁煙・分煙施設」として認定し、喫煙対策の推進を図っている。

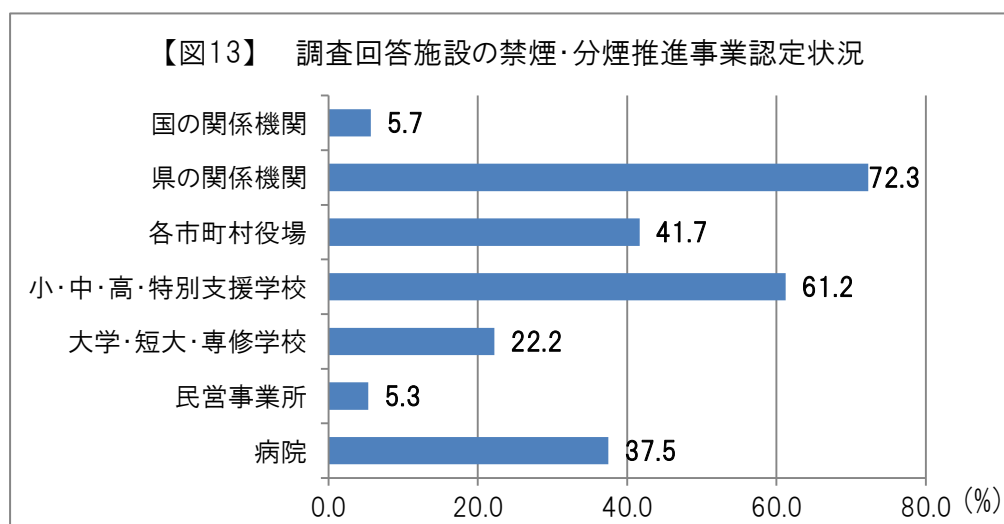
調査対象施設の中で認定を受けている施設は 271 施設(38.7%)だった。認定状況は「国の関係機関」「民営事業所」が低く、約 5%であった。

また、「事業を知らなかった」と回答した施設は 247 施設(35.2%)あり、認定を受けている施設とほぼ同率であった。【表 9、図 13】

「認定を受けていない」と回答した施設の内訳を事業所種類別に見ると、事業を知らなかった施設の割合が多く、当事業について更に周知をしていく必要がある。また、「今後も認定を受けるつもりがない」施設については、たばこの害について周知を進め、受動喫煙防止の必要性を伝えていく。【表 10】

【表 9】 調査回答施設の禁煙・分煙推進事業認定状況 n=701

	認定を受けている	認定を受けていない			無回答
		予定あり	予定なし	事業を知らなかった	
数	271	33	116	247	34
率(%)	38.7	4.7	16.5	35.2	4.9



【表 10】「認定を受けていない」回答の事業所種類別内訳 n=396 (%)

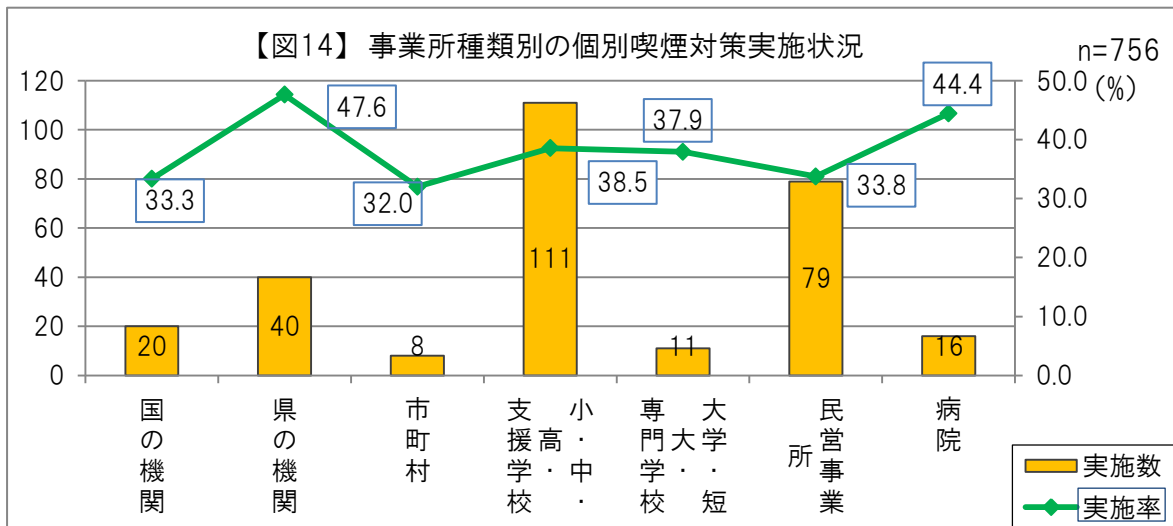
	国の機関	県の機関	市町村	小・中・高・特別支援学校	大学・短大・専修学校	民営事業所	病院
今後認定を受ける予定あり	12.0	21.1	7.1	12.4	10.0	2.8	15.8
今後も認定を受ける予定はない	30.0	52.6	28.6	28.9	40.0	26.0	26.3
事業を知らなかった	58.0	26.3	64.3	58.8	50.0	71.2	57.9

(3) 個別喫煙対策の実施状況について

当調査では、個別喫煙対策については、「喫煙者への禁煙支援や非喫煙者の受動喫煙防止等、従業員に対する喫煙対策」と定義している。

① 個別喫煙対策の実施状況

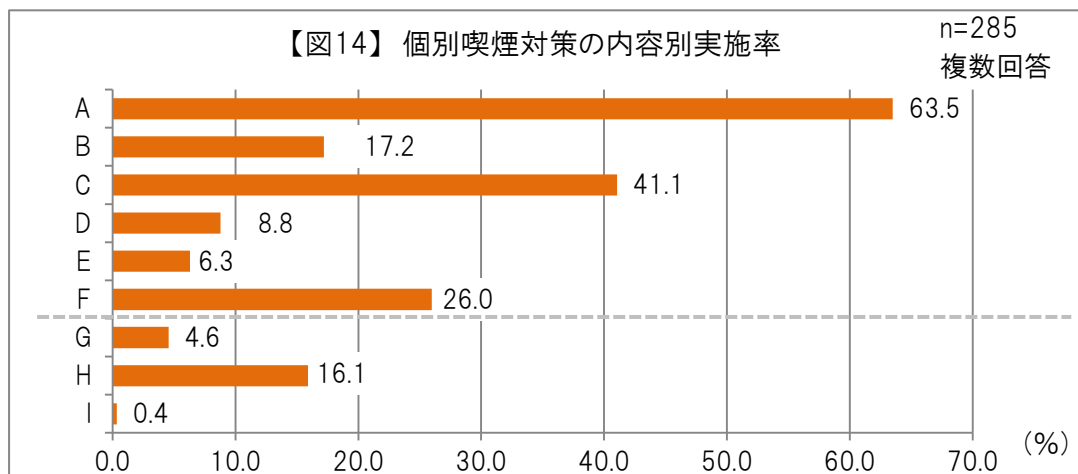
事業所種類別の個別喫煙対策の実施状況は【図 14】に示した通りである。



## ②個別喫煙対策の実施内容

個別喫煙対策の実施内容については、【図 14】の回答が得られた。多くの施設が取り組んでいたのは「禁煙ポスター、パネル、パンフレット等の作成・配布・掲示」(63.5%)、「保健指導の中で、喫煙の害についても指導する」(41.1%)だった。

喫煙者向けの対策としては、「禁煙相談の紹介」(26.0%)がもっとも多かった。「その他」の内容としては、「健康相談・個別指導」などの回答があった。



全従業員向け

- A 禁煙ポスター、パネル、パンフレット等の作成・配布・掲示
- B 広報紙、社内報等を活用した情報提供
- C 保健指導の中で、喫煙の害についても指導する
- D 喫煙による健康への影響等について学ぶ研修会の開催
- E その他

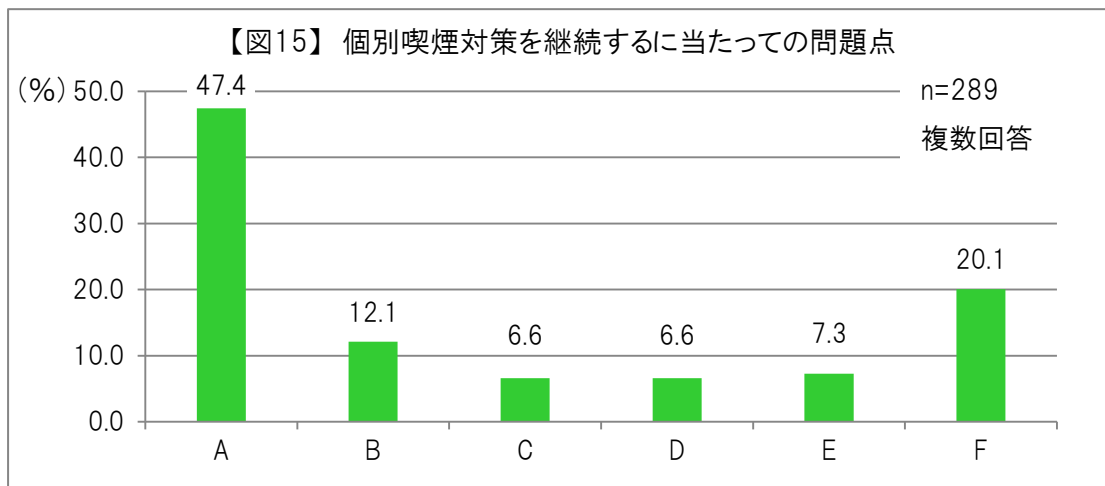
喫煙者向け

- F 禁煙相談の紹介
- G 禁煙治療の費用を助成
- H その他
- I 無回答

### ③個別喫煙対策を継続するに当たっての問題点

個別喫煙対策を実施している施設に対し、継続するに当たっての問題点を尋ねたところ、もっとも多かったのは「喫煙者からの支援の要望がない」(47.7%)だった。

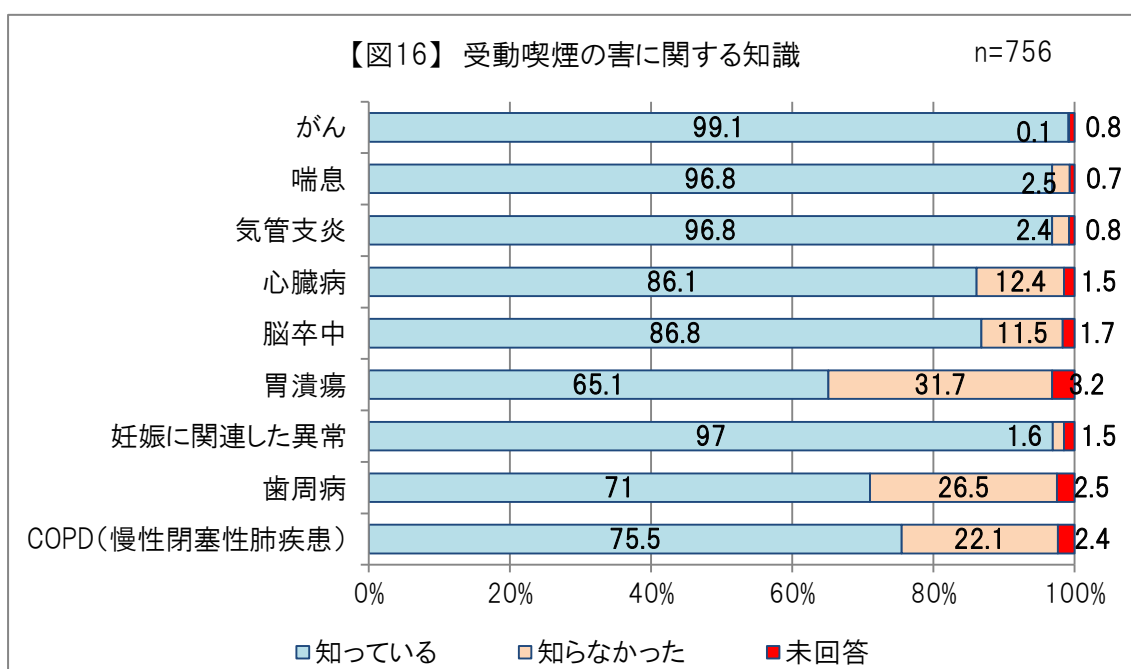
【図 15】



- A 喫煙者から支援の要望がない
- B ほかにどのような対策をすれば良いのかわからない
- C 従業員にたばこの害についての知識がない、もしくは不十分である
- D 定期的に支援状況等を確認するのが負担、あるいは確認できていない
- E 対策にかかる費用を確保する必要がある
- F その他

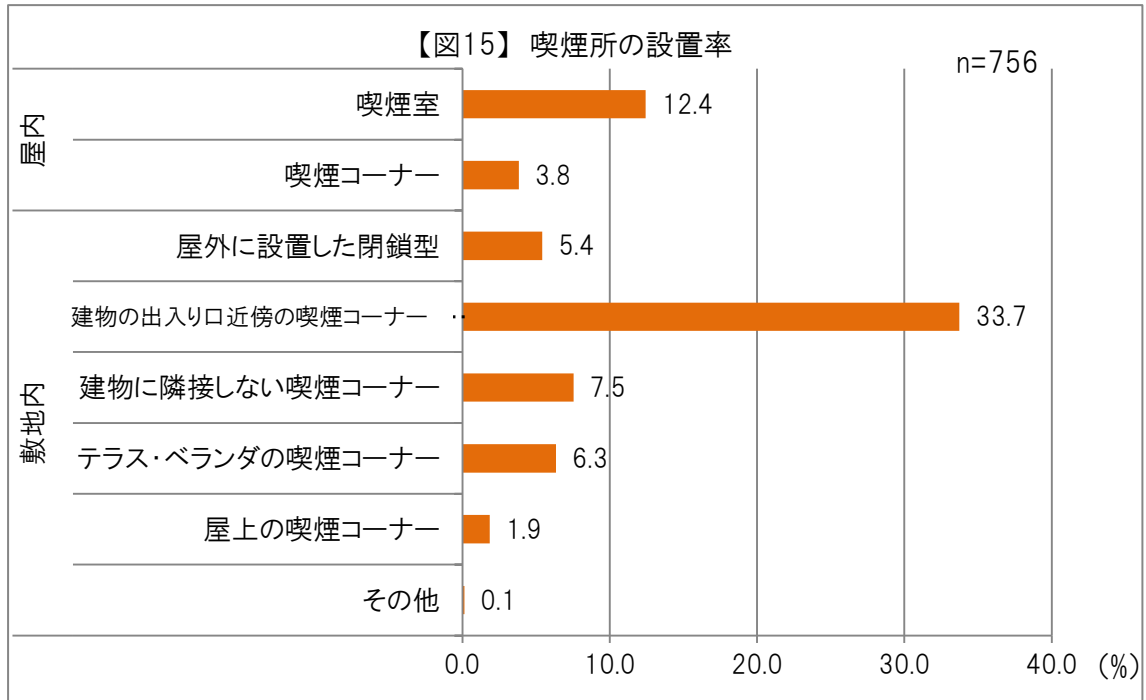
### (4)たばこに関する知識(認知度)について

#### ①受動喫煙の害に関する知識

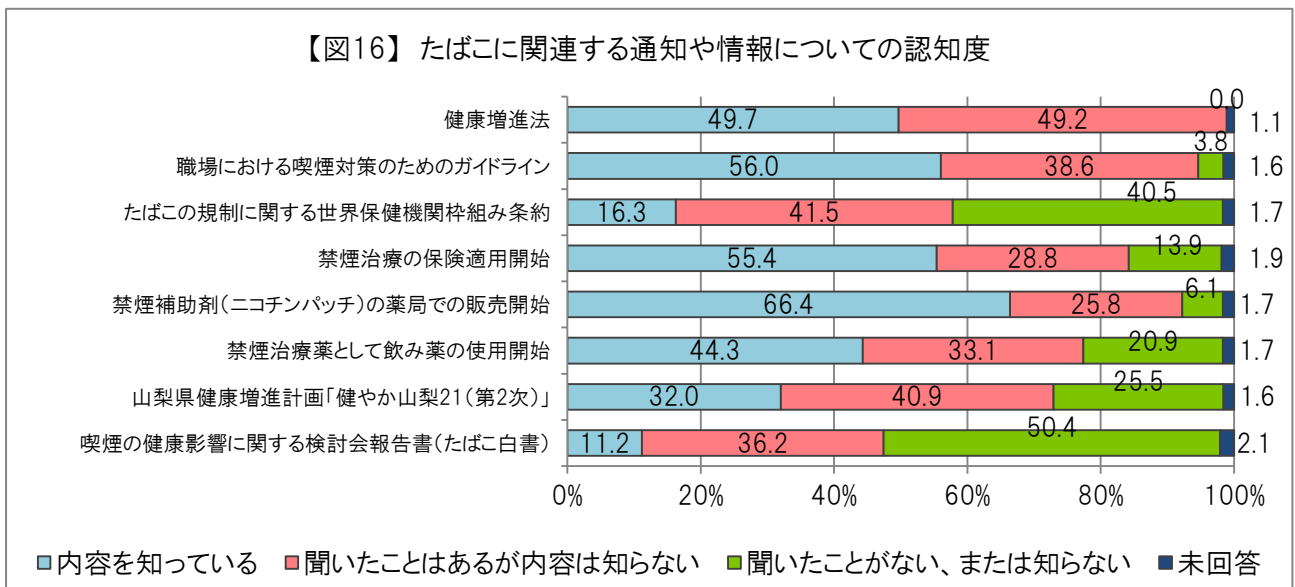




## ②喫煙所の設置率



## ③たばこに関連する通知や情報についての認知度

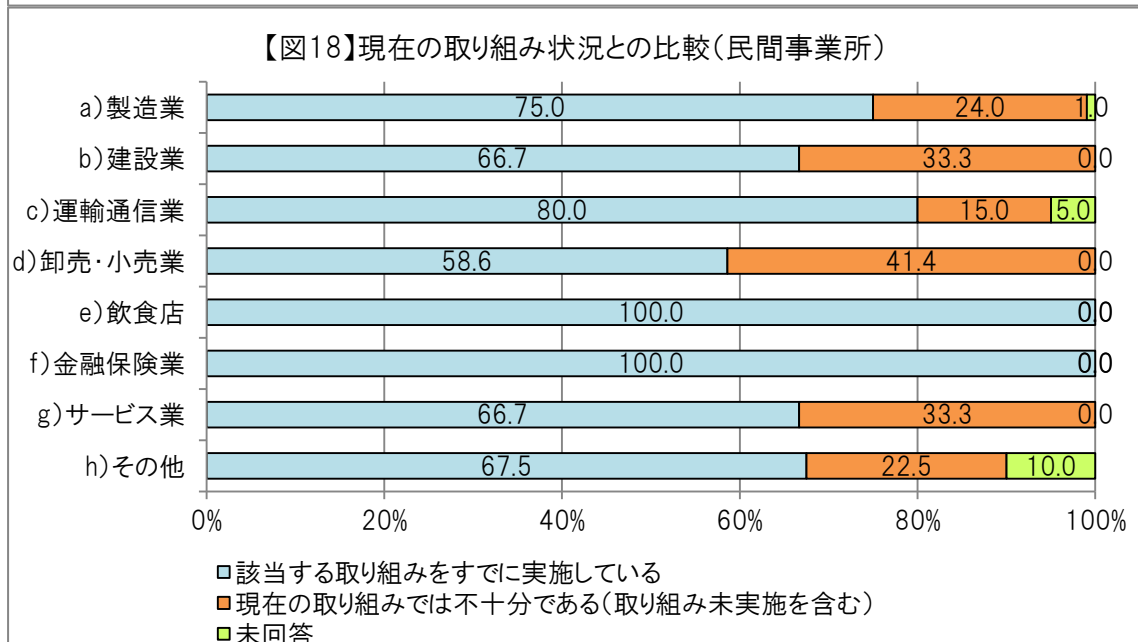
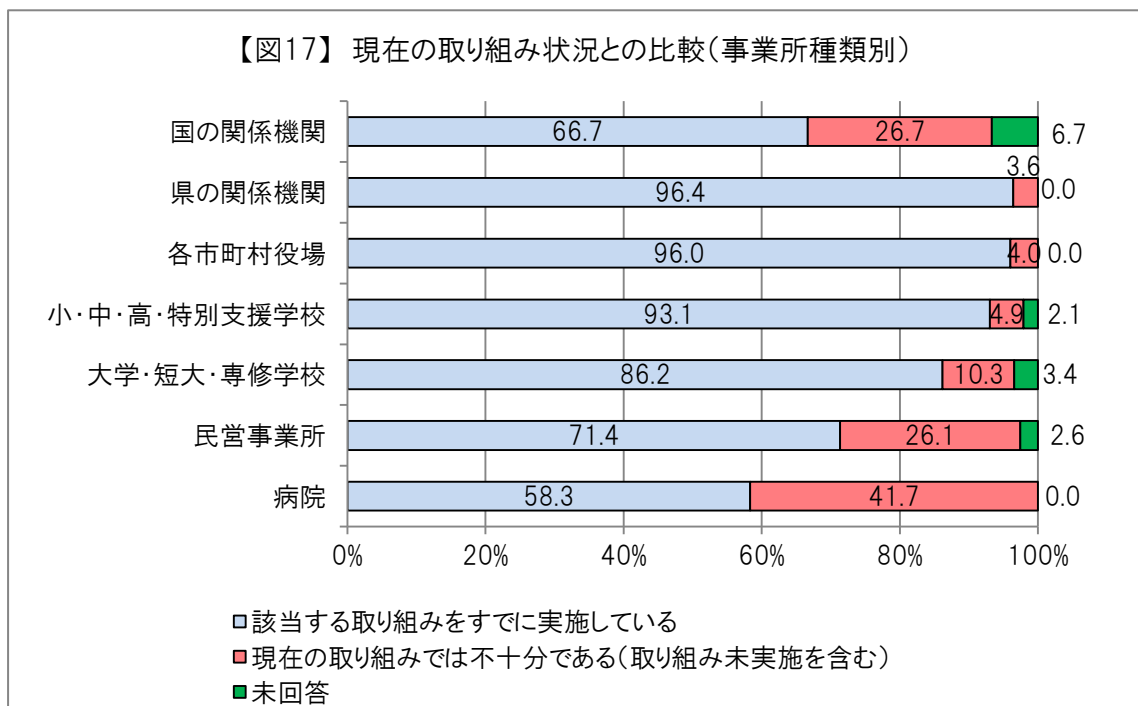


#### (4) 受動喫煙防止対策

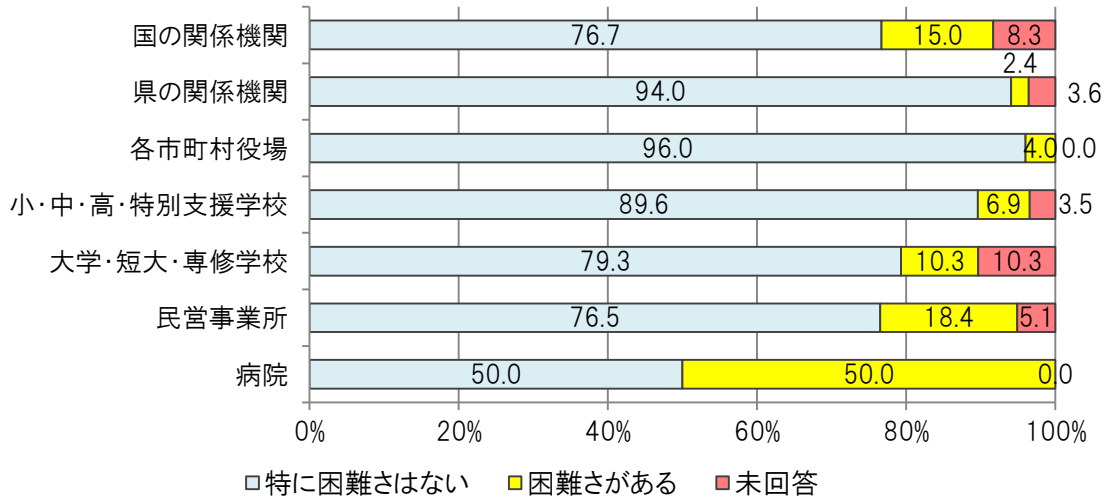
我が国ではこれまで、健康増進法及び労働安全衛生法により、多数の者が利用する施設の管理者や事業者は受動喫煙を防止するための措置を講じるよう努めることとされてきた。(努力義務) また、平成 28 年度には、国民の更なる健康増進のために早急に受動喫煙防止対策の強化を図り、その実効性を高めるため、従来の努力義務よりも実効性の高い制度となるよう、厚生労働省において対策が検討されてきた。

本調査では、平成 28 年 10 月 厚生労働省「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)」を参考に、県内事業所の現在の取り組み状況との比較や、今後取り組んでいく上での困難さなどについて調査を行った。

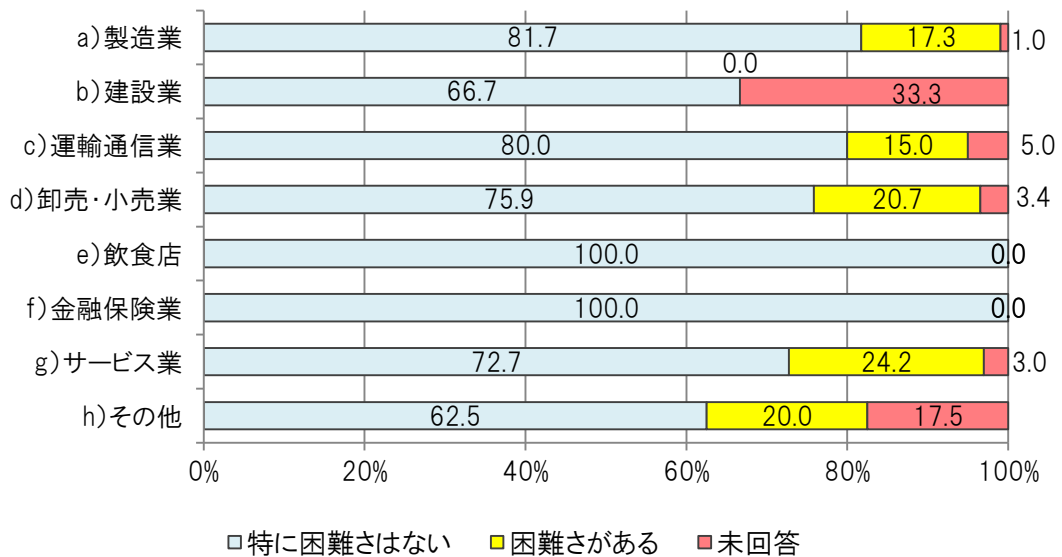
##### ①現在の取り組み状況との比較

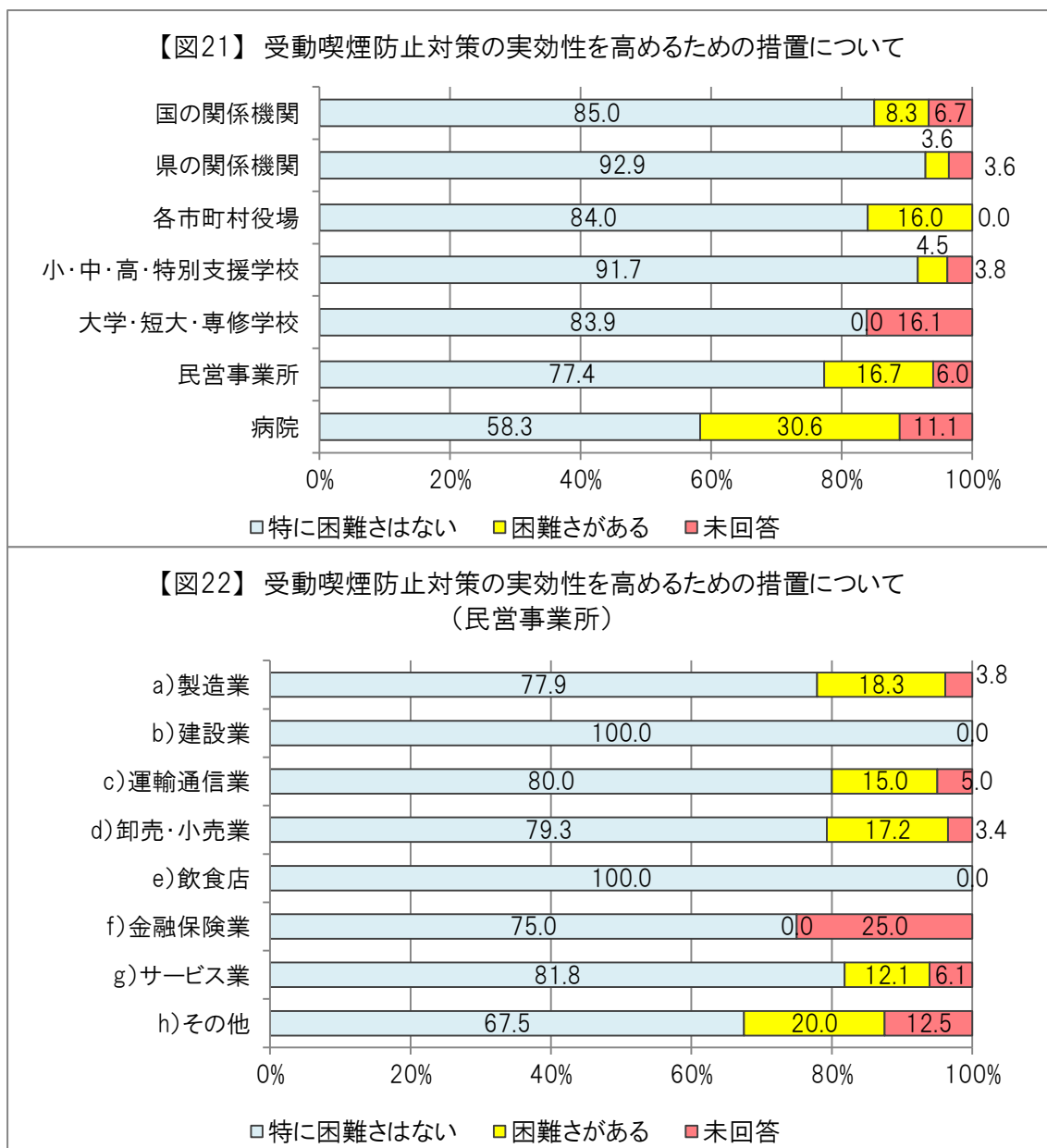


【図19】受動喫煙防止の対策強化を実施するにあたり困難さはあるか



【図20】受動喫煙防止の対策強化を実施するにあたり困難さはあるか  
(民営事業所)





### 3 まとめ

本調査では平成 28 年 12 月 1 日(木)現在の状況について回答してもらった。

(1)喫煙率の年次推移を見ると、男性の喫煙率は減少傾向にあるが、女性はほぼ横ばい状態である。健やか山梨21(第二次)で定められた目標値(成人 13.9%)の達成に向け、たばこ対策の取り組みを強化する必要がある。

(2)健やか山梨21(第二次)には「受動喫煙で不快な思いをしている人の割合の減少」を達成指標としている。平成 27 年 6 月 1 日から、「労働者の健康を保持・増進する観点から、労働者の受動喫煙を防止するため、事業者および事業所の実情に応じ適切な措置を講ずること」が事業者の努力義務となっている。喫煙の健康影響に関する検討会報告書(平成 28 年 8 月厚生労働省)には、受動喫煙による健康影響の因果関係が示唆されている。たばこの害について広く周知し、受動喫煙防止の必要性の普及啓発を強化する必要がある。